

令和7年（2025年）2月19日

白馬村長 丸山 俊郎 様

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

委員長 山田 雄一

入湯税の最適化方針について（答申）

令和6年5月27日付けで諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

この答申は、諮問事項の一つである「入湯税の最適化方針」について、宿泊税検討部会において4回にわたり審議を重ねる中で、特別徴収義務者（温泉宿泊施設）アンケートの結果や、白馬村温泉施設連絡協議会が実施した事業者意識調査の結果、それを反映して村長に提出された要望書を踏まえつつ、宿泊税と入湯税それぞれの目的や用途、課税客体を整理したうえで、負担感や納得感といった納税者の視点、加えて、税率と用途のバランスからの視点からとりまとめたものです。

貴職におかれましては、答申を踏まえ、宿泊税の導入のタイミングで入湯税の最適化を図ることを要望します。

## 入湯税の最適化方針について

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

## 入湯税の制度

入湯税は、地方税法に規定される法定税で、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税である。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされている。

標準税率は、同法で1人1日当たり150円と規定されているが、市町村税であることから税率は市町村の条例で定めている。

白馬村では、宿泊入湯客と日帰り入湯客の税率を別に規定しており、1人1日当たりの税率は宿泊入湯客が150円、日帰り入湯客が50円である（図表1）。

図表1 白馬村の入湯税の制度

1.課税団体	白馬村
2.課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
3.税率	1人1日当たりの税額は、宿泊入湯客が150円、日帰り入湯客が50円
4.徴収方法	鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、村に納入
5.用途	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興（観光施設の整備を含む）

○白馬村税条例  
(入湯税の納税義務者等)  
第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。  
(略)  
(入湯税の税率)  
第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円（日帰りにあては50円）とする。

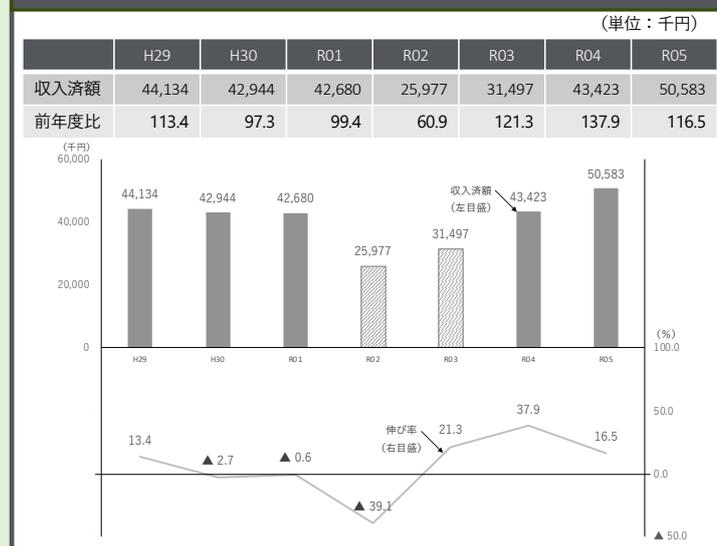
## 入湯税の現況

## 1. 入湯税の収入済額の推移

直近5年間（コロナ禍を除く）の収入済額の推移をみると（図表2）、毎年42,000千円超の収入を確保している。観光需要が本格的に回復した令和5年度の収入額は50,583千円である。

令和5年度の宿泊入湯客と日帰り入湯客の比率は、人数では宿泊入湯客が54.4%、日帰り入湯客が45.6%、税額では宿泊入湯客が78.2%、日帰り入湯客が21.8%である。この比率は、過去数年遡っても、ほぼ同率であった。

図表2 収入済額の推移



## 2. 入湯税の使途の状況

入湯税の使途は、先述したとおり地方税法で4つに規定（限定）されている。

令和5年度の入湯税の使途状況をみると（図表3）、環境衛生施設の整備費に30,967千円（61.2%）、消防施設の整備費に3,157千円（6.3%）、観光の振興費に16,459千円（32.5%）を充当しているが、鉱泉源の保護管理施設の整備には充当していない。

環境衛生施設の整備費では、塵芥処理費用負担金（北アルプス広域連合）やし尿（浄化槽汚泥含む）処理費用負担金（白馬山麓事務組合）が主な充当先事業である。観光の振興費では、平地・山岳観光施設の整備のほか、広域観光団体負担金に入湯税を充当している。

入湯税の使途状況について、直近5年間（令和元年度～令和5年度）の状況をみると（図表4）、毎年約9割を観光の振興費と環境衛生施設の整備費に充当しているほか、約1割は消防施設の整備費に充当している。ここでも鉱泉源の保護管理施設の整備には充当していないことがわかる。

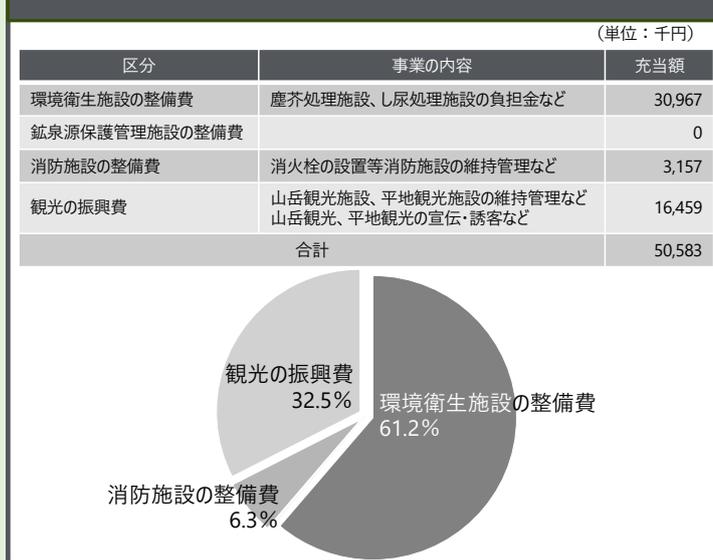
なお、環境衛生施設の整備費への充当割合がここ数年増加傾向にあるが、これは観光客の増加に伴って可燃ゴミの排出量が増加した結果、ごみ処理に関する広域負担金が増額となったことによるものである。そのため、これも観光に起因する費用であるとみることができる。

このように、白馬村では独自の観光振興財源がない中で、入湯税がその役割を担っているといえる。

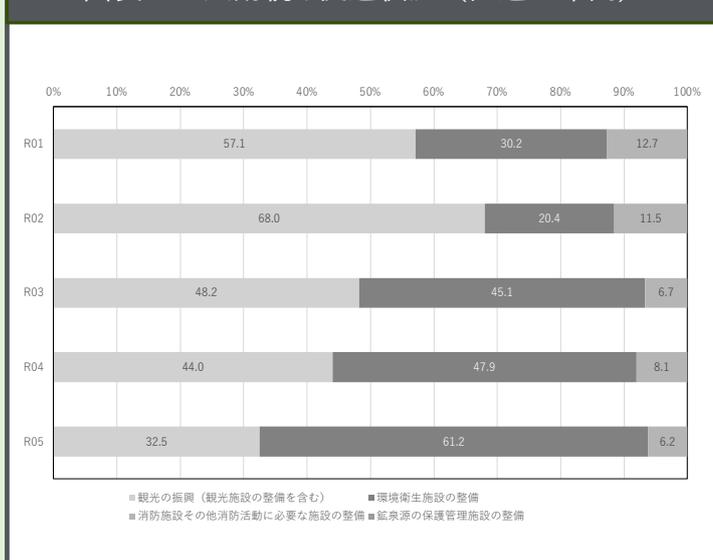
## 3. 鉱泉源の保護管理施設の整備に充当している例

白馬村では、入湯税を鉱泉源の保護管理施設の整備に充当していないが、長野県内には充当している例もある。

図表3 入湯税の使途状況（令和5年度）



図表4 入湯税の使途状況（直近5年間）



山ノ内町では、鉱泉源の保護管理や鉱泉源施設の改修に対して補助金を交付している。令和5年度決算では、図表5のとおり収入済額 64,506千円のうち、8,852千円（13.7%）を鉱泉源の保護管理施設の整備に充当している。加えて、環境衛生施設の整備に区分されるが、温泉施設が行うレジオネラ菌対策費用にも同額を充当しており、両者を合算すると、温泉関係に充当している額は17,704千円（27.5%）となる。

**図表5 入湯税の使途状況（令和5年度山ノ内町）**  
(単位：千円)

区分	事業の内容	充当額
環境衛生施設の整備費	衛生施設組合負担金、レジオネラ菌対策 (8,852)	17,019
鉱泉源保護管理施設の整備費	鉱泉源保護管理補助金	8,852
消防施設の整備費	消防施設・設備等整備	762
観光の振興費	観光施設整備・観光振興事業	37,873
合計		64,506

## 宿泊税導入市町村における入湯税

現在、宿泊税を導入し、かつ、入湯税も課税している団体は、全国で7市町（京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町）である。そのうち、福岡市のみが宿泊税導入のタイミングで入湯税の税率を改正しているが、それ以外の6市町は改正していない。

長野県では、令和8年4月に宿泊税の導入を目指しているが、県内市町村で宿泊税の導入に合わせて入湯税をどうするのかといった議論はほとんど聞かない。そのような中、白馬村と同じように宿泊税を独自で課税することとしている阿智村では、宿泊税に関する調査検討委員会報告書（令和6年3月）において入湯税の方向性が示されている。

ここでは、宿泊税導入済の福岡市と北九州市、導入予定の阿智村における入湯税の税率改正の有無と、その理由について整理する。

### 1. 入湯税の税率を「改正する」とした例

- 福岡県福岡市・・・宿泊1人1泊が50円（現行150円から減額改正）、日帰り50円（改正なし）  
 宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることについて整理が必要であること、宿泊税の創設に伴う納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、宿泊入湯客の税率を150円から50円に減額し、日帰り入湯客と同額とした。
- 長野県阿智村・・・減額が適当、宿泊及び日帰りを同額することが望ましい  
 宿泊税の導入により新たな負担が生じるため、制度について検討する必要がある。宿泊税導入に伴う納税者の二重の負担について軽減を図るため、減額することが適当であり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮すると、宿泊及び日帰りを同額することが望ましい。

### 2. 入湯税の税率を「改正しない」とした例

- 福岡県北九州市  
 入湯税は、宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なること、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることには理由があること、京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていないことから、入湯税に係る制度改正の必要性はない。

## 入湯税の最適化に関する検討

白馬村には、六つの源泉があり、そのうちの二つの源泉は宿泊施設への配湯を行っており、八方地区を中心に温泉宿泊施設が多い。温泉宿泊施設では、宿泊客が宿泊税と入湯税を負担することとなるため、宿泊税導入の検討にあたっては、並行して入湯税の最適化についても検討する必要がある。

入湯税の最適化については、宿泊税と入湯税それぞれの目的や用途、課税客体を整理したうえで、負担感や納得感といった納税者の視点、加えて、税率と用途のバランスの視点で検討を進めた。検討にあたっては、宿泊税を導入した場合の入湯税の税率や用途の優先度を尋ねた特別徴収義務者（温泉宿泊施設）アンケートの結果や、白馬村温泉施設連絡協議会が実施した事業者意識調査の結果、それを踏まえて村長に提出された要望書を用いた。

### 1. アンケートや意識調査の結果等

#### 1.1. 特別徴収義務者（温泉宿泊施設）アンケート

##### ○ 宿泊税を導入した場合の入湯税の税率（図表6）

改正する必要はない（宿泊：150円、入湯客：50円）との回答が多く（水色、9件）、その理由としては、「全国的に平均的な税率であること」「入湯税の目的に変わりはないこと」があげられていた。

宿泊と日帰りの税率を同率とする回答も多い（緑色、10件）。宿泊を下げるとする理由は「宿泊税が導入されるから」「用途が限定されるから」、日帰りを上げるとする理由は「入湯行為に差はないから」であった。

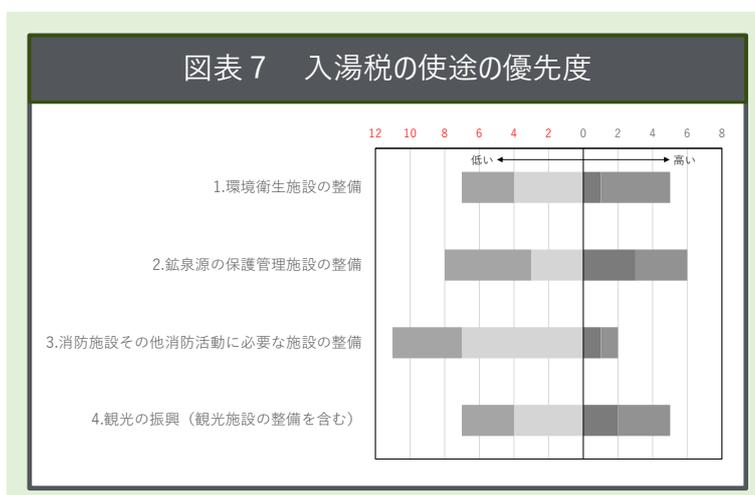
**図表6 宿泊税を導入した場合の入湯税の税率**

宿泊 日帰り	50円	100円	150円
50円	5件 宿泊を下げ、同率へ 23,335千円	2件 宿泊を下げる 36,033千円	9件 改正する必要はない 48,731千円
100円		2件 上げ下げして、同率へ 46,670千円	
150円			3件 日帰りを上げて、同率へ 70,004千円

##### ○ 入湯税の用途の優先度（図表7）

入湯税の用途の優先度では、3. 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備を低いとする回答が多くなっているが、それ以外の項目は高低が拮抗している。

ただ、自由記述では、「源泉という資源を地域として保護すべき」「鉱泉源の保護管理施設の整備、温泉の振興のみに使うべき」「施設の管理や拡充、



情報発信を積極的に支援」「鉱泉源の保護管理に使われていないのは残念」「使途を温泉資源の保護に限定すべき」など、鉱泉源の保護管理施設の整備や温泉振興を重要視する回答が多く、使途としての優先度が高いことがうかがえる。

## 1.2. 入湯税の使途に関する事業者意識調査、その結果を踏まえた要望（白馬村温泉施設連絡協議会）

### ○ 入湯税の使途に関する事業者意識調査

入湯税の使途で最も重視すべき領域は、源泉維持

- ・ 源泉維持を最も重視すべきとする回答は76%、地域の観光開発（12%）と環境保護（6%）は僅か

直面している問題は、設備の老朽化と維持管理費の増大

- ・ 源泉では、揚湯設備（ポンプ、タンク）や配管等の老朽化が著しく、安定供給には更新が必要であるが、更新費用は多額であることに加えて、年々値上がり
- ・ 施設では、設備の維持・管理コストのほか、温泉使用料も高騰しており、経費が増加

問題を解決するための費用は、数十万円から数千万円

- ・ 源泉設備の更新費用の一例としては、温泉水中ポンプが600万円、送水ポンプが300万円、40tタンクが2,000万円
- ・ 温泉使用料は、年間70~100万円
- ・ 施設における維持管理費用は年間に50~80万円、更新する場合の費用は数百万円

その他の意見

- ・ 入湯税をどのような事業に充てているのかの詳細を求める意見、納税者が納得できる使い方や、納税者にわかりやすい説明を求める意見／入湯税の使途の明確化
- ・ 目的税ではあるはずが、いつの間にか一般財源化されていることを問題視する意見

### ○ 白馬村入湯税の使途に関する要望書

白馬村温泉施設連絡協議会内の入湯税検討委員会での議論と、前述の事業者意識調査の結果を踏まえ、入湯税の使途に関する具体的な事項が次のとおり要望された。

#### 1. 鉱泉源の保護管理施設の整備に関する施策

- ① 鉱泉の揚湯施設（ポンプ、タンク等）の更新、温泉水パイプライン及び温度維持管理費、配湯車両更新に関する補助
- ② 日帰り温泉施設及び宿泊温泉施設の維持管理費（ボイラー等）の更新及び源泉使用料に対する補助

#### 2. 温泉を利活用した観光振興

村内の温泉の特長を活かした、湯めぐり回遊プランの造成及び、温泉×スポーツ、温泉×健康等新たなツーリズムに取り組むこと

#### 3. 特別徴収義務者への報奨金制度

クレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済が増加していることから、決済手数料分を加味し、5.0%の報奨金の交付

#### 4. 入湯税使途に関する情報発信の充実

利用者（納税者）及び温泉施設事業者（特別徴収義務者）の納得感が得られるように、使途の詳細と納税額の内訳（日帰りと宿泊）の公表

#### 5. 入湯税の運用の仕組みづくり

入湯税を基金化し、観光地経営会議において使途を審議したうえで、宿泊税と併せて、入湯税を最大限に活かした施策を進めること

アンケート及び意識調査の結果をまとめると、

◎ 入湯税の税率は、改正する必要はない or 宿泊と日帰りを同率

◎ 入湯税の使途は、温泉施設の利用者や宿泊客（納税者）に資する事業に活用する視点で見直す必要

◎ 鉱泉源の保護管理施設の整備への充当を優先し、これにより源泉の保護と温泉の安定供給の確保を図り、持続可能な温泉資源へ

## 2. 入湯税の目的や使途、課税客体の整理

宿泊税と入湯税の目的や使途、課税客体を整理すると（図表8）、課税客体は異なるものの、目的・使途では観光の振興を規定する点が共通している。

入湯税の使途の状況でみたとおりに、多くを観光の振興費に充当しており、独自の観光振興財源がない中で、入湯税がその

役割を担ってきたが、観光振興のための財源として宿泊税を導入することに伴い、目的・使途を同じくする二つの税を負担することに納税者の理解を得ることができるのかといったことが懸念される。

図表8 目的・使途、課税客体の整理

	宿泊税	入湯税
目的・使途	「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため
課税客体	宿泊施設等における <b>宿泊行為</b>	鉱泉浴場における <b>入湯行為</b>

## 3. 納税者の視点

宿泊税を導入すると、温泉宿泊施設では宿泊客が宿泊税と入湯税を負担することとなる。課税客体は異なるものの、税の目的・使途に対して宿泊客の納得を得ることができなければ、負担感はより強まるものと考えられる。逆にいうと、目的・使途に対する納得感が負担感の解消につながるということであり、そのためには、それぞれの税の目的・使途を明確に区分しなければならないといえる。

納税者が納得する目的・使途を考えると、入湯税は入湯行為に対して課税するものであるから、第一に温泉に関係する施策、つまり、鉱泉源の保護管理施設の整備の重点化が望ましい。

## 4. 税率と使途のバランス

税率を考えると、財政需要を満たすのに十分な税収入を得ることができるのかといったことも考えなければならない。

先述したとおり、白馬村では入湯税を鉱泉源の保護管理施設の整備に充当していないため、必要な財源の規模を想定することができない。そのため、白馬村温泉施設連絡協議会を通じて村内の源泉管理者に

今後 15 年間の整備計画を聞いた。これによると（図表 9）、回答のあった三つの源泉（白馬八方温泉、白馬塩の道温泉、白馬姫川温泉）の整備費用の合計は 424,150 千円（更新等費用 351,200 千円、保守点検等費用 72,950 千円）にのぼった。

整備費用の内訳をみると、ポンプやタンクといった源泉関連設備の整備費用は 51,300 千円である一方、温泉宿泊施設への配湯に必要なポンプやタンク、車両等といった配湯関連設備の整備費用は 372,850 千円と源泉関連の約 7 倍であった。白馬八方温泉では、二股上部で温泉を汲み上げ、八方地区の温泉宿泊施設を中心に温泉を送水しており、送水距離が長いと必要な設備の数も多くなる。同様に村内の温泉宿泊施設に広く配湯している白馬姫川温泉は、配湯に車両（タンクローリー）を用いていることからその関連費用が必要となる。

図表 9 鉱泉源の保護管理施設整備計画（今後 15 年間）（単位：千円）

設備の区分	設備の名称	更新等費用	保守点検等費用	合計費用
源泉関連	源泉ポンプ、揚湯ポンプ、貯湯タンク等	40,500	10,800	51,300
配湯関連	送水ポンプ、タンク、ボイラー、車両等	310,700	62,150	372,850
合計		351,200	72,950	424,150
年平均		23,413	4,863	28,276

温泉宿泊施設への配湯は、宿泊施設の付加価値を高めており、これによる地域経済への貢献度も高いといえる。そのため、保守点検等費用は使用料収入で賄うべきものであるが、配湯に必要な設備の更新等費用は温泉資源の保護と活用、地域経済への貢献ということを考えると、入湯税の使途として相応しい。かつ、老朽化が著しく安定供給のためには更新が必要であることから、優先すべき使途であるとも考える。その需要額は、上記の整備計画から想定すると 1 年当たり 24,000 千円（更新等費用の年平均額）である。

宿泊税の導入に伴い、観光の振興には入湯税を充てないことを前提とし、それ以外の 3 つの使途の需要額を整理すると図表 10 のとおりとなる。財政需要の規模は 49,000 千円である。なお、環境衛生施設の整備と消防施設その他消防活動に必要な施設の整備の需要額は例年並みと想定している。

区分	事業の内容	想定需要額
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	22,000
鉱泉源の保護管理施設の整備費	鉱泉の揚湯施設（ポンプ、タンク等）、配湯車両更新（保守点検等費用は除く）	24,000
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	3,000
観光の振興費		0
合計		49,000

なお、鉱泉源の保護管理施設の整備は、事業者に対する補助事業となることから、補助対象者、補助対象事業及び補助率等は補助金交付要綱において規定されることとなるが、設備の更新等はそれぞれの源泉管理者の計画に基づいて行われるため、必要となる補助金額は年度によって変動することとなる。そのため、補助金原資は基金として管理し、年度ごとの整備計画に応じて予算化することが望ましい。

次に、税率についてであるが、現行税率をベースにすべてのパターンの税収を試算すると図表 11 のとおりとなる。

財政需要である 49,000 千円にある程度応えることができる税率は、「改正しない」又は「同率 100 円」が現実的であるといえる。

**図表11 税率と税収規模の試算**

日帰り \ 宿泊	50円	100円	150円
50円	宿泊を下げて、同率へ 23,335千円	宿泊を下げる 36,033千円	改正する必要はない 48,731千円
100円		上げ下げして、同率へ 46,670千円	
150円			日帰りを上げて、同率へ 70,004千円

先述の特別徴収義務者（温泉宿泊施設）アンケートでは、「宿泊税が導入されるから」として宿泊入湯客の税率を下げるとする回答も多かった。村内で多くを占める 20,000 円未満の宿泊施設では、宿泊税として 200 円の追加負担をお願いすることになる。そのため、宿泊入湯客の税率を引き下げしてほしいというのが特別徴収義務者としての本音であろう。

ここで、同率 100 円に改正するということは、宿泊入湯客の税率は 150 円から 100 円に引下げとなるが、日帰り入湯客の税率は 50 円から 100 円に引き上げることになる。そこで、日帰り入浴施設の経営者にこの点を聞いたところ、料金に対する税負担が大きくなることになるが、鉱泉源の保護管理施設の整備を優先するといった用途の考え方とセットで検討したいとのことであった。なお、最適化方針の中では、入湯税の用途を持続的に管理するための仕組みも合わせて明確にすることが求められた。

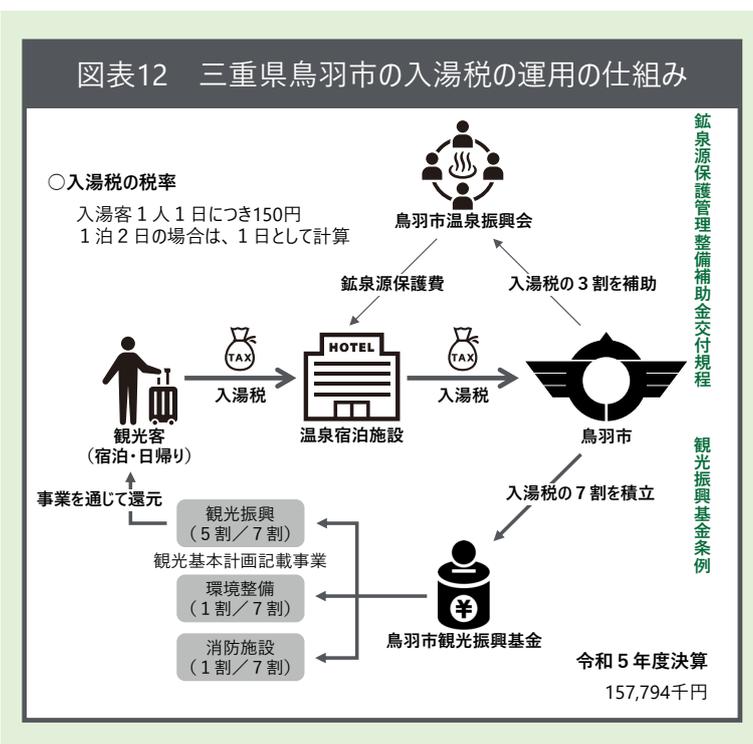
#### 5. 入湯税の用途の持続的な管理の例

ここまで述べてきたように、入湯税は観光振興のための財源から持続可能な温泉資源のための財源へのシフトが望ましいが、この場合は用途を持続的に管理（制約）する仕組みも同時に必要である。

三重県鳥羽市では、鉱泉源保護管理整備補助金交付規定で入湯税の配分比率を規定することで、用途を持続的に管理している（図表 12）。

同規定では、補助金の原資は入湯税をもって充てることとし、さらに、市へ納入された入湯税の 30%を充てることも規定している。

入湯税の 70%は観光振興基金として管理されることになるが、この配分についても、入湯税導入（2007 年）にあたり、官民で合意が形成されている。結果として、観光振興に 50%、鉱泉源保護に 30%、消防施設等に 10%、環境衛生施設に 10%といった配分比率に基づいて入湯税の用途が持続的に管理されている。



---

## 入湯税の最適化方針（案）

---

- 別紙のとおり

# ○入湯税の最適化方針（案）

（別紙）

## 宿泊税の導入に伴う懸念／納税者・特別徴収義務者の視点

課税客体は異なるものの、

- 温泉宿泊施設では、宿泊客が宿泊税と入湯税を負担＝納税者の**負担感**
- 観光の振興といった目的・用途を同じくする二つの税を負担＝納税者の**納得感**



最適化の  
方向性

## 用途の最適化による納得が負担感を解消

- 入湯税は、温泉資源の持続可能性を確保するため
  - 宿泊税は、持続可能な観光の振興を図るため
- 目的・用途を明確に区分**、税負担に対する納得感の促進により負担感を解消

## ■ 入湯税の目的・用途

### ○ 地方税法

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、**環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため**、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。



宿泊税の導入（令和8年4月）

### ○ 観光振興のための財源から**持続可能な温泉資源のための財源**へ

目的 源泉の保護と安定供給の確保、利用環境の整備等により、**温泉資源の持続可能性を確保**する

用途 **鉱泉源の保護管理施設の整備を優先（配分比率を規定）**、行政サービスとの関連性から環境衛生施設・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備にも

- 鉱泉源の保護管理施設の整備は、事業者に対する補助事業となることから、補助対象者、補助対象事業及び補助率等は補助金交付要綱において規定
- 対象事業費は数十万円から数千万円までと高額、そのため入湯税は基金化、そのために制定する基金条例により入湯税の用途を制約（持続的な管理）

## ■ 入湯税の税率

- 想定需要額から
  - 鉱泉源の保護管理施設の整備を優先し、行政サービス（環境衛生、消防施設）との関連にも着目した想定需要額は49,000千円
  - 想定需要額の規模から考えると、現実的な税率は「改正しない」又は「同率100円」
- 入湯税に関するアンケートから
  - 「改正する必要はない」のほか、宿泊客が宿泊税と入湯税を負担することから「宿泊を下げ」といった回答、入湯行為に差はないことから「宿泊と日帰りを同率にする」といった回答も少なくない
  - こうした声に応えるとすれば、宿泊を下げ、かつ、日帰りを上げて「同率100円」も選択肢

## 入湯税の最適化方針

- 納税者の負担感を軽減し、かつ、納得感を与えるために、入湯税は観光振興のための財源から**持続可能な温泉資源のための財源**として規定
- 上記を担保するため、**入湯税の配分比率を規定**、これに基づいて運用を管理（三重県鳥羽市では、鉱泉源保護管理整備補助金交付規定で配分比率を規定）
- 需要規模を満たす税率は**改正しない**、特別徴収義務者（温泉宿泊施設）の協力を得る（制度の維持）ことも考えると、**同率100円に改正**

# ○三重県鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付規定

(参考)

## ○鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付規程

(趣旨・補助金の財源)

第1条 鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金交付要綱第1条に定める補助金の原資は、鳥羽市市税条例に定める入湯税をもってこれにあてる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象団体である鳥羽市温泉振興会の会員は、市税条例第145条に定める入湯税特別徴収義務者とする。

(対象経費)

第3条 要綱第3条の内、市長が定めるものとは次の通りとする。

(1) 振興会の運営、振興会が実施する温泉を利用した誘客宣伝等観光振興に資する事業及び鉱泉源の保護関係や施設の適正な管理を図るために要する事業

(補助金の額と交付)

第4条 補助金の額は市へ納入された入湯税の30パーセントを上限とし、四半期（年4回）に分けて交付するものとする。但し、100円未満の金額については切り捨てるものとする。

〔入湯税は、観光振興に50%、鉱泉源保護に30%、消防施設等に10%、環境衛生施設に10%を充当することについて、入湯税の導入（2007年）にあたり官民で合意を形成〕

## ○鳥羽市観光振興基金条例

(設置)

第1条 本市は、観光施策に必要な財源を確保し、将来にわたる観光振興策の推進に資するため、鳥羽市観光振興基金を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、毎会計年度徴収した入湯税のうち予算で定める額とする。

(略)

(処分)

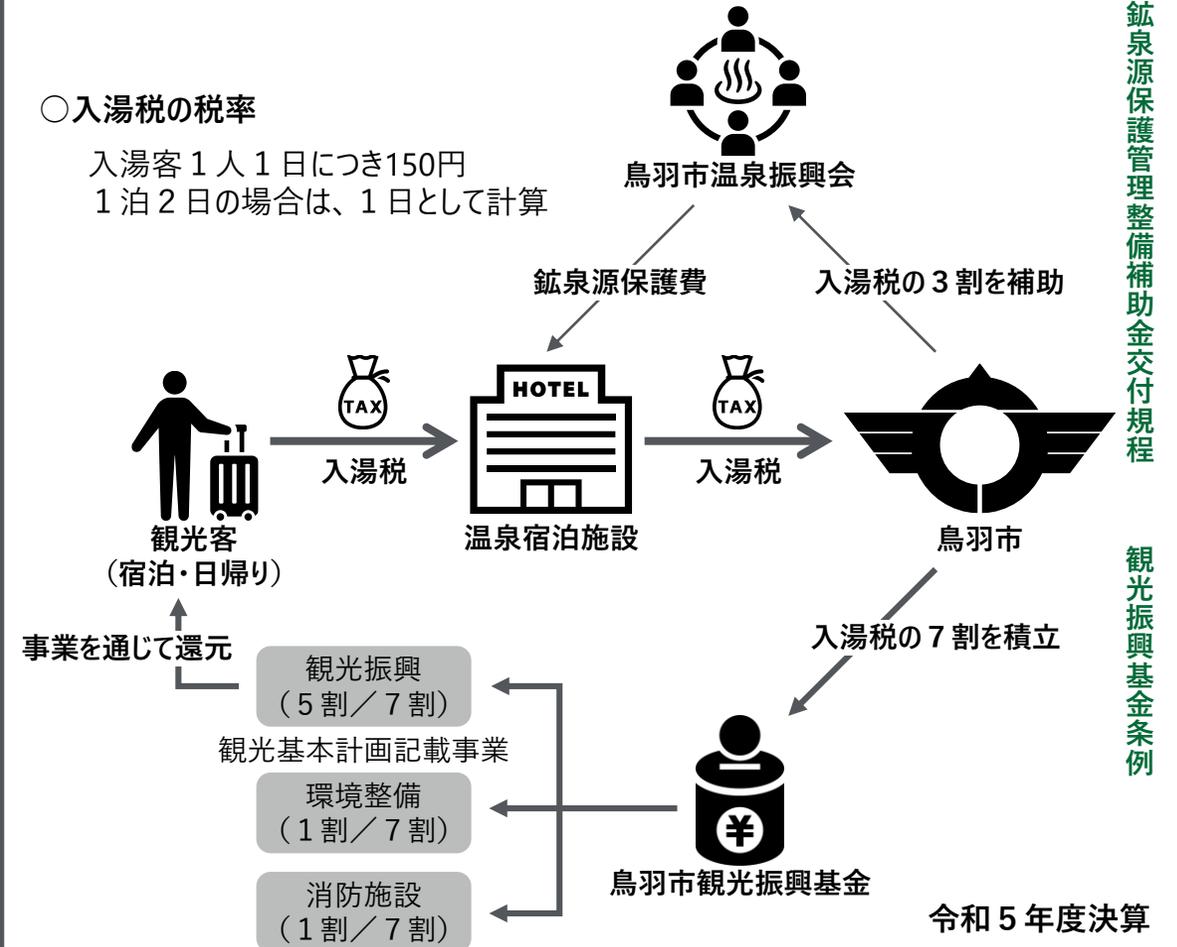
第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

- (1) 観光の振興（観光施設の整備を含む。）
- (2) 鉱泉源の保護管理施設の整備
- (3) 環境衛生施設の整備
- (4) 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備

## 入湯税の使途の規定と基金化

### ○入湯税の税率

入湯客1人1日につき150円  
1泊2日の場合は、1日として計算



鉱泉源保護管理整備補助金交付規程

観光振興基金条例

令和5年度決算  
157,794千円